

公立大学法人京都市立芸術大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人京都市立芸術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成23年京都市規則第84号）第3条の規定に基づき、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の運営に関する基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(業務の委託の基準)

第3条 法人は、公立大学法人京都市立芸術大学定款第28条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の締結に関する基本的事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

(業務の執行に関する事項)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、京都市長の認可のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。